

事業所による自己評価結果（公表）

公表：令和6年1月31日

事業所名：八千代市児童発達支援センター

		チェック項目	はい	いいえ	工夫している点	課題や改善すべき点を踏まえた改善内容又は改善目標
環境・体制整備	1	利用定員が指導訓練室等スペースとの関係で適切である	○			不足している職種は引き続き求人し定員数を確保できるよう努めて参ります。
	2	職員の配置数は適切である	○			
	3	生活空間は、本人にわかりやすく構造化された環境になっているか。また、障がいの特性に応じ、事業所の設備等は、バリアフリー化や情報伝達等への配慮が適切になされている	○		・構造化や視覚支援などについて、研修などで情報を得る必要があると感じる。 （新しい支援方法、ツールを考 え、取り入れていく）	千葉県通園施設連絡協議会等、他事業所の取り組みなど情報収集しながら必要な環境を整備してまいります。
	4	生活空間は、清潔で、心地よく過ごせる環境になっているか。また、子ども達の活動に合わせた空間となっている	○			
事業改善	5	業務改善を進めるためのPDCA サイクル（目標設定と振り返り）に、広く職員が参画している	○		・目標を設定する際の観点について職員間で共有し、よりよいPDCAサイクルを作りたい。	職員間が一体となり目標に向かって業務遂行ができるよう、意見の出しやすい雰囲気作りに努め話し合う場を設定してまいります。
	6	保護者等向け評価表により、保護者等に対して事業所の評価を実施するとともに、保護者等の意向等を把握し、業務改善につなげている	○			
	7	事業所向け自己評価表及び保護者向け評価表の結果を踏まえ、事業所として自己評価を行うとともに、その結果による支援の質の評価及び改善の内容を、事業所の会報やホームページ等で公開している	○			
	8	第三者による外部評価を行い、評価結果を業務改善につなげている	○			
	9	職員の資質の向上を行うために、研修の機会を確保している	○		・定期的に研修を行っている。 （その時のニーズを研修係が反映している）	引き続き効果的な研修を受ける事ができるよう努めてまいります。
適切な支援の提供	10	アセスメントを適切に行い、子どもと保護者のニーズや課題を客観的に分析した上で、児童発達支援計画を作成しているか	○			
	11	子どもの適応行動の状況を図るために、標準化されたアセスメントツールを使用しているか	○			
	12	児童発達支援計画には、児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」の「発達支援（本人支援及び移行支援）」、「家族支援」、「地域支援」で示す支援内容から子どもの支援に必要な項目が適切に選択され、その上で、具体的な支援内容が設定されているか	○			
	13	児童発達支援計画に沿った支援が行われている	○			
	14	活動プログラムの立案をチームで行っている	○			
	15	活動プログラムが固定化しないよう工夫している	○		・感覚遊びのレポーターリなどを各々が考え、広げている。	子どもたち一人ひとりの状況に応じた療育を今後も実施してまいります。
	16	子どもの状況に応じて、個別活動と集団活動を適宜組み合わせさせて児童発達支援計画を作成している	○			
	17	支援開始前には職員間で必ず打合せをし、その日行われる支援の内容や役割分担について確認している	○			
18	支援終了後には、職員間で必ず打合せをし、その日行われた支援の振り返りを行い、気付いた点等を共有している	○		・バス添乗や会議等により、充分にその時間を設けられない。	支援終了後においても、バス添乗やレスパイト対応などでクラス職員間で集まる事が難しい際は、最低でも次の療育が始まるまでに留意しなくてはならない点は職員間で共有しています。クラス職員の打合せ時間を確保できるようバス添乗員の代替職員の確保に努めてまいります。	

事業所による自己評価結果（公表）

公表：令和6年1月31日

事業所名：八千代市児童発達支援センター

		チェック項目	はい	いいえ	工夫している点	課題や改善すべき点を踏まえた改善内容又は改善目標
	19	日々の支援に関して記録をとることを徹底し、支援の検証・改善につなげている	○		・その日に記録できなくても、次の日に記録するように意識している	記載した記録は決裁を受け所長まで確認するようにしています。
	20	定期的にモニタリングを行い、児童発達支援計画の見直しの必要性を判断している	○			
関係機関や保護者との連携	21	障がい児相談支援事業所のサービス担当者会議にその子どもの状況に精通した最もふさわしい者が参画している	○			
	22	母子保健や子ども・子育て支援等の関係者や関係機関と連携した支援を行っている	○			
	23	（医療的ケアが必要な子どもや重症心身障がいのある子ども等を支援している場合）地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関と連携した支援を行っている	○			
	24	（医療的ケアが必要な子どもや重症心身障がいのある子ども等を支援している場合）子どもの主治医や協力医療機関等と連絡体制を整えている	○			
	25	移行支援として、保育所や認定こども園、幼稚園、特別支援学校（幼稚部）等との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っている	○			
	26	移行支援として、小学校や特別支援学校（小学部）との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っている	○			
	27	他の児童発達支援センターや児童発達支援事業所、発達障がい者支援センター等の専門機関と連携し、助言や研修を受けている	○		・通連協などを通して、より連携を図りたい。	他市の児童発達支援センターの情報を把握し、療育の参考にしています。今後も、できるだけ多くの療育機関の取り組みを知る機会を設けていきたいと思います。
	28	保育所や認定こども園、幼稚園等との交流や、障がいのない子どもと活動する機会がある	○			
	29	（自立支援）協議会子ども部会や地域の子ども・子育て会議等へ積極的に参加している	○			
	30	日頃から子どもの状況を保護者と伝え合い、子どもの発達の状況や課題について共通理解を持っている	○			
保護者への説明責任等	31	保護者の対応力の向上を図る観点から、保護者に対して家族支援プログラム（ペアレント・トレーニング等）の支援を行っている	○			
	32	運営規程、利用者負担等について丁寧な説明を行っている	○			
	33	児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」のねらい及び支援内容と、これに基づき作成された「児童発達支援計画」を示しながら支援内容の説明を行い、保護者から児童発達支援計画の同意を得ている	○			
	34	定期的に、保護者からの子育ての悩み等に対する相談に適切に応じ、必要な助言と支援を行っている	○		・つくし面談で相談支援等を行っている。	個別支援計画作成時の他にも、連絡帳や送迎の際など保護者の方からのご相談には随時対応してまいります。
	35	父母の会の活動を支援したり、保護者会等を開催する等により、保護者同士の連携を支援している	○		・コロナをきっかけに集まりの持ち方についてどのような頻度、形で行うか課題が生じている。	コロナ禍における感染拡大防止対策により保護者の方を一堂に会し保護者会を開催することができませんでしたが、新施設は十分な広さの会議室を設けてありますので、保護者会の開催や研修などの実施をしていく予定です。
	36	子どもや保護者からの相談や申入れについて、対応の体制を整備するとともに、子どもや保護者に周知し、相談や申入れがあった場合に迅速かつ適切に対応している	○			
	37	定期的に会報等を発行し、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報を子どもや保護者に対して発信している	○			

事業所による自己評価結果（公表）

公表：令和6年1月31日

事業所名：八千代市児童発達支援センター

チェック項目		はい	いいえ	工夫している点	課題や改善すべき点を踏まえた改善内容又は改善目標
非常時等の対応	38 個人情報の取扱いに十分注意している	<input type="radio"/>		・外部へ持ち出すことのないよう徹底している。	個人情報のある書類は鍵のかかった書庫にしまうなど取り扱いには注意しています。
	39 障がいのある子どもや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮をしている	<input type="radio"/>			
	40 事業所の行事に地域住民を招待する等地域に開かれた事業運営を図っている	<input type="radio"/>		・コロナから行事等の参加者を制限している。 ・コロナもあり、難しかった。	新施設に移転後は、地域において親しみやすい施設を目指し、可能な限り近隣住民の方を招待できるよう工夫をしております。
	41 緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアル等を策定し、職員や保護者に周知するとともに、発生を想定した訓練を実施している	<input type="radio"/>			
	42 非常災害の発生に備え、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っている	<input type="radio"/>			
	43 事前に、服薬や予防接種、てんかん発作等のこどもの状況を確認している	<input type="radio"/>		・職種の関係で服薬、予防接種については確認できていません。てんかんが持病の子の名前は把握しています。情報共有の場があれば確認していきたいです。	お子さんの診療情報については看護職員で把握しています。てんかん発作の対応に関しては、看護職員による研修を療育に関わる職員に対し毎年度初めに行っています。必要に応じて保護者の同意のもと関係機関と共有し安全に療育を受けることができるよう対応しております。
	44 食物アレルギーのある子どもについて、医師の指示書に基づく対応がされている	<input type="radio"/>		・年に1回研修を行っている。	看護職員により把握した情報を栄養士や療育職員にも共有しています。
45 ヒヤリハット事例集を作成して事業所内で共有している	<input type="radio"/>		・事例集は作成していないが、終礼、朝礼で全体へ報告することで周知を図っている。	ヒヤリハットが起きた際には、速やかに所長に口頭にて報告し、その後ヒヤリハットが起きた状況や改善事項を文書として整理し決裁をうけています。過去の発生状況及び改善事項については決裁簿にて確認することができます。	
46 虐待を防止するため、職員の研修機会を確保する等、適切な対応をしている	<input type="radio"/>		・施設内のみだと見えない部分も多いと思う。（他の施設ではよしとされていないことがよしとされてしまうなど）周囲の施設等の情報を得たい。	施設内での研修も毎年度実施してまいりましたが、今後は積極的に他の施設での情報を得て職員全体に共有する仕組みを整えてまいります。	
47 どのような場合にやむを得ず身体拘束を行うかについて、組織的に決定し、子どもや保護者に事前に十分に説明し了解を得た上で、児童発達支援計画に記載している	<input type="radio"/>				

○この「事業所における自己評価結果（公表）」は、事業所全体で行った自己評価です。